

消費税軽減税率制度説明会のご案内

～軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります～

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元（2019）年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

このため、軽減税率制度についての理解を深めていただくために、下記のとおり消費税軽減税率制度説明会を開催しますので、是非この機会にご参加ください。

なお、参加費は無料となっております。

おって、ご不明な点がありましたら、下記担当者までお問い合わせください。

開催日時		会場等
10月 8日(火)	いずれの日程も 午前の部 10:00～11:30 午後の部 13:30～15:00 1日に2回開催します。 (説明内容は同じです。)	久留米税務署 2階大会議室 定員 50名
10月16日(水)		
11月15日(金)		
11月22日(金)		
12月 6日(金)		
12月13日(金)		

※ 会場の都合上、1回の説明会における定員を50名とさせていただきます。

※ ご来場の際には、筆記用具を携行してください。

問合せ先	久留米税務署 総務課 ☎0942-32-4461【内線2221】	担当 広滝
------	-------------------------------------	-------

※ この文書に関する電話でのお問合せの際は、自動音声案内に従い、「税務署にご用の方(2番)」を選択(ブッシュ又はダイヤル)してください。

※ この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。



軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）
【受付時間9：00～17：00（土日祝除く）】
- 軽減税率制度に関する詳しい情報については、
国税庁ホームページ 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

QRコードから
特設サイトへ



国税庁ホームページ：軽減税率に関する特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

